

盛岡市監査委員告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 25 年 6 月 12 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 藤 尾 善 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は玉山総合事務所である。うち，次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
玉山総合事務所 税務住民課，産業振興課	平成 25 年 4 月 26 日から同年 5 月 9 日まで
巻堀出張所，就業改善センター	平成 25 年 5 月 8 日

第 2 監査の範囲

平成 24 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 25 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第 4 監査の結果

事務の執行は，関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基

つきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

I 玉山総合事務所

税務住民課

【指摘事項】

- 1 自動車臨時運行許可に当たり、決裁を得ていないものが4件及び手数料として納付された収入証紙に消印されていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 行政財産使用許可に当たり、指令書に使用を許可する財産の用途または使用目的を記載していない事例が5件見られたので、適正な事務の執行を求める。

産業振興課

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが5件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数及び合計時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが3件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。
- 3 家畜防疫事務に当たり、県へ送付する納付書に貼付する岩手県収入証紙の購入代金を所有者等から徴収し証紙を購入するまでの間、担当者個人の預り金として処理している事例がみられたので、適正な事務の執行を求める。
- 4 農業振興地域農用地証明の発行に当たり、農用地区域内の農用地であることの証明願に貼付された収入証紙を消印していないものが4件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 5 岩洞湖家族旅行村テントサイト使用料の収納に当たり、会計職員として任命せずに当該収納金の取扱いをさせている事例及び当該収納金の指定金融機関等への払い込みが遅滞している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 時間外勤務・休日勤務命令に当たり、職員の休日に係る勤務区分の記載誤りのあるものが3件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 種雄牛飼養管理委託に当たり、随意契約見積通知書への公印の押印を省略している事例が3件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例及び緊急時対策等に係るマニュアルが作成されていない事例が7件見られたので、適正な事務の執行を求める。